

## 第4回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和5年3月30日（木）午後1時00分から午後5時00分まで

2 場所：浜松市役所本館8階 全員協議会室

3 出席者（検証委員）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	欠席
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

庁内検討委員会	所属等	氏名
	副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
	技術統括監	吉澤 雄介
	危機管理監	小松 靖弘
	環境部長	藤田 信吾
	産業部農林水産担当部長	清水 克
	都市整備部長	井熊 久人
	土木部長	伏木 章尋
	天竜区長	袴田 雄三
	オブザーバー	岡本 ふみの
作業部会	危機管理監危機管理課長	小林 正人
	環境部産業廃棄物対策課長	小野 哲司
	産業部林業振興課長	小林 和重
	都市整備部土地政策課長	山田 雅之
	都市整備部北部都市整備事務所長	高林 繁
	土木部道路保全課長	加藤 貞仁
	土木部河川課長	永井 聖孝
	土木部天竜土木整備事務所長	鈴木 浩治
	天竜区まちづくり推進課長	森田 修
	土木部副参事	菅谷 昌彦
事務局	都市整備部都市計画課課長	杉石 秀和
	都市整備部都市計画課課長補佐	磯部 篤
	都市整備部都市計画課副主幹	鈴木 康之
	都市整備部都市計画課主任	和久田 昌弘
	都市整備部都市計画課主任	白井 真理奈
	総務部政策法務課経営推進担当課長	栗田 豪
	総務部政策法務課主幹	村上 勝之

5 議事内容 (1) 行政対応に係る論点整理及び検証について

6 会議の公開・非公開 非公開 (ただし、議事録は非公開情報を除いて公開)

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議録作成者 白井

9 会議記録

## 1 開会

杉石都市計画課長・・・本日はご参集いただきまして誠にありがとうございます。私は都市計画課長の杉石と申します。よろしくお願ひいたします。只今から第4回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

## 2 長田副市長挨拶

杉石都市計画課長・・・始めに長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆様には年度末のご多忙の中、行政対応検証会にご出席を賜り誠にありがとうございます。台風第15号に伴う土砂崩落の発生から、3月末で半年を迎える。被災した市民には現在もご不便をお掛けしていますが1日も早く元の安心な生活に戻れるよう、今年の梅雨入り前を目標に、盛り土除去や排水対策の応急工事が完了するよう引き続き市を挙げて取り組んでおります。第三者による検証会のうち技術的検証会については、第3回をもって原因究明及び応急対策の内容について概ね検証を終えたことから一旦終了とさせていただきました。行政対応検証会は、今回で4回目の開催となり前回から引き続き論点整理及び検証をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## 3 第3回行政対応検証会の内容

杉石都市計画課長・・・ありがとうございました。ここからは個人情報等を取扱うため非公開とさせていただきます。申し訳ございませんが、報道の皆様はご退出をお願いいたします。

《報道退室》

杉石都市計画課長・・・続きまして、本日の検討会資料の確認をさせていただきます。次第2、第3回行政対応検証会会議録、各論点チェック表等、座席表、出席者名簿です。

それでは、次第をご覧ください。次第2の第3回行政対応検証会の内容についてです。こちらについては時間の都合上、議事及び意見交換の内容について取りまとめ、資料として添付しましたのでご確認をお願いします。

## 4 議事

杉石都市計画課長・・・次に、次第3の行政対応検証に係る論点整理及び検証について、前回の続きを進めさせていただきます。ここからの進行は、座長の村越委員にお願いします。

村越委員・・・前回論点表に従い、[5]まで進めましたが、会議の進め方について、何かご意見があればお願ひします。

## 《意見なし》

村越委員・・・意見がないようですので、前回の続きから同じように進めさせていただきます。

第3回会議にて配られた資料2が行政対応の論点等整理表として時系列にまとめられた資料となっており、記載された通し番号が、本日配付された論点表の番号と連動しております。

本日は、第3回会議資料2の[6]平成26年11月4日と[7]平成27年3月9日から審議を行います。こちらの関係資料は、第1回会議資料11のC-1(11-29ページ)、A-3(11-21ページ)でございます。大きな論点としては、「本件盛り土行為は静岡県土採取等規制条例で規制することができなかったのか」ということですが、具体的な論点として、(1)条例は「土の採取等」を行おうとする者、行っている者、及び行った者に対して適用されるものであり、本件土地所有者に対しては適用されないのかとありますが、土地所有者が残土捨場という看板を設置しており、事業者はそれに従って捨てているため、土地所有者は当然適用されるものと考えます。この件については、適用となるため論点とするということでおろしいでしょうか。

## 《異議なし》

村越委員・・・次に、[6]、[7]の(2) 本件土地に適用除外の範囲を超える盛土を行った事業者はいないのかについてですが、土地所有者の意思を介して複数の事業者の行為が一体として繋がるため、個別の業者がどれだけの量を捨てたかは考える必要がないと考えています。そうでないと、どの業者がどの程度の土を捨てたか確認していないと規制できることになってしまいますので、個々の業者の廃棄量を論議することは適切ではないと考えております。(3)ア、イについても同様の意見です。

次に、(4)本件土地に土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めることができたのかについて、当然議論せざるを得ないと考えていますがいかがでしょうか。

青田委員・・・この「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」は何時の時点のことでしょうか。

加藤道路保全課長・・・第3回会議資料2をご覧ください。今ご議論いただいているのは、2-3ページの[6]、[7]についてですので、平成26年11月4日、平成27年3月9日以降のことです。

青田委員・・・近年、特に平成29年以降には豪雨災害が続いている、異常気象が偶々だったといえない状態となっております。そうしたことを考えた時に、これが危険ではなかったと言えるのか疑問に思いましたので質問いたしました。

江間委員・・・静岡県土採取等規制条例6条の「災害が発生するおそれがあると認められる」かどうかとありますが、第6条自体が届出をしたもののが前提となっている規定です。本案件は届出をしておらず、このままズバリという話ではありませんが、私も事業者は土地所有者だという認識で良いと考えておりますので、所有者は届出をしなければならなかつたでしょうし、仮に届出をしてあったとしてもこの項目は問題になると思っております。

村越委員・・・第6条には、「知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行っているとき」「その他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるとき」とありますので、前条の規定による勧告とは別に、一般

的に災害が発生するおそれがあると認めるときであり、その他以下は特に届出がされていなくても発動しようと思えばできるのではないでしょか。

江間委員・・・わかりました。村越委員の意見のとおりです。

村越委員・・・私自身はこの静岡県土採取等規制条例が本案件の最も有効なツールであると考えています。この資料2の表は、それぞれの事案において、どの部署が行政対応をしたかを所管部署ごとに法令で切り分けをしているもので、[6]ですと天竜土木整備事務所が対応したため土採取等規制条例の議論をするようになっています。青田委員のおっしゃるように、[6]の平成26年時点に限らず、災害のおそれに対する見守りを続けていかなければなりませんでしたが、[8]平成27年3月18日で対応が終わってしまっているため、この要件は[6]、[7]時点でのみ検討するようになってしまっています。

岡本総務部参事・・・[11]、[12]の欄に令和3年、4年で通報があった時の対応について同じ議論があります。これは熱海市の土砂災害発生の後でもありますので、平成26年時点とは違う認識でもよかったですという議論の余地が出てくるかもしれませんと考ておりまますので、その時にまたご議論いただければと考えております。

村越委員・・・わかりました。その時に改めて議論をいたします。次の(6)は、(2)と同様の考え方をします。

続きまして、[7]その他の論点(a)(b)(c)については、3つとも議論をすべきであるということでおろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では、[8]平成27年3月18日時点の話に移ります。第1回会議資料11のC-1(11-29ページ)の内容でございます。論点としては、(a)平成26年11月4日にも土砂搬入について口頭指導しており、今回(平成27年3月18日)、口頭での注意警告をしたこと及びその内容は適切であったかということですが、こちらも議論すべきだと考えますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・続きまして、[9]、時間が進みまして平成29年11月15日からの対応で、隣地の[REDACTED]から隣地に土砂が搬入されていると通報があったもので、北部都市整備事務所が対応したものです。論点としては、(3)本件改変行為は建築協定の対象なのかです。所管課の判断としては、本件土地は緑地と位置付けられており、天竜市建築協定条例で制限する盛土をする行為の適用がない区域でありましたので、建築協定の対象ではないと判断したものです。次の(4)については、(4)特定行政庁は建築協定違反について監督処分をすることはできないのかということですが、これについてはいかがでしょうか。建築協定には土砂の搬入を取り締まるツールとしては使えないのではないかと考えますが、議論すべきだと考える委員はいらっしゃいますか。

《異議なし》

村越委員・・・では、この点については市の判断は適切であったとして議論しないこととします。次の論点としましては、(a)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡の必要はなかったかについてです。第1回会議資料D-2(11-60ページ)をご覧ください。資料に11月28日に連絡済みと記載がありますが、これは誰に連絡をしたのでしょうか。

高林北部都市整備事務所長・・・こちらは通報者である[REDACTED]に連絡をしたものです。

村越委員・・・この時点では、天竜土木整備事務所への連絡はしていないし、[REDACTED]に天竜土木事務所に連絡していただきたいとも言っていないということでよいでしょうか。

高林北部都市整備事務所長・・・この時点では連絡しておりません。相談内容が盛り土の危険性や盛り土に対する相談ではなく、土砂の越境という相談でしたので、盛り土については対応しておりません。その時に現地へ確認を行った職員は、盛り土の最上部が平らに整地され平場が形成されており、そこにダンプであけたような小山がいくつか盛られていた状態であり、その小山に対して越境というような相談だと捉えましてダンプであけたような山が土採取等規制条例に抵触するような量ではなかったため、結びつけて考えることはしませんでした。11-65ページの左側の列の一番上の写真をご覧ください。平場の上にダンプであけたような小さな山が2つ写っておりますが、これが越境しているという相談であると捉えまして、とても1,000m<sup>3</sup>、2,000m<sup>3</sup>というようなものと結び付けて考えることを当時はしておりませんでした。

村越委員・・・11-65ページの写真がこの時撮影した写真ですか。

高林北部都市整備事務所長・・・[9]の通報を受け現地を確認した際に撮影したものでございます。

村越委員・・・前回問題にした「残土捨場」と記載された看板がありますが、この時にはそのことは全く問題にしなかったということでしょうか。

高林北部都市整備事務所長・・・看板があることは認識してはいましたが、そこまで関連付けて考えることはませんでした。

村越委員・・・(a)についても議論する必要があるということでおろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・次に、[9](b)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかつたかについても議論するということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・続きまして、[10]平成30年2月9日の対応で、資料は[9]と同じ第1回資料11のD-2(11-59ページ)です。論点は(a)産業廃棄物対策課を案内するだけでなく、産業廃棄物対策課へ直接連絡をする必要はなかつたか、(b)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡は必要なかつたか、(c)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかつたかの3点ですが、これらも議論するということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では、続きまして、[11]でございます。[10]から時期が飛びまして令和3年12月の対応で、第1回会議資料11のC-1(11-30ページ)をご覧ください。自治会長が来所されて土砂が搬入されていた件で、最近は搬入されていないが確認してもらい、市から土地所有者の親族に連絡をしてもらいたいとの相談を受けたものです。論点は[6]と同じですので、[6]と同じように考えることとします。

次の[12]その他の論点として、(a)盛り土の土量や面積の確認、届出要否については、土地所有者からの情報提供待ちであったが対応として適切であったか、(b)土砂崩落までの8ヶ月、土地所有者の親族からの連絡がない中、市は何らかの対応をする必要はなかったかについて、こちらは議論することとしてよろしいでしょうか。

青田委員・・・先ほど[6]、[7]で私が発言しました、論点(4)本件土地に土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めることができたのかについて、この[11]、[12]で議論したらよいということでおよろしいでしょうか。

村越委員・・・ここでも検討するということです。

青田委員・・・わかりました。

村越委員・・・次に[13]です。こちらは何かがあったというものではなく、最初の情報提供があった平成26年10月から最後の行政対応である[12]の土地所有者の親族からの連絡を待っている令和4年1月21日までの間に市の関係部局間での情報共有はできていたのかについてです。こちらも議論することでおよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・次に[14]です。こちらも[13]と同じようなもので、最後の行政対応の日から土砂崩落までの間にできる行政対応はなかったかについて、こちらも当然議論する必要があると考えてよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・以上で最初に用意した論点は終わりとなります。続きまして、各論点チェック表の6枚目に江間委員から論点を追加いただいたものを記載しております。こちらについても議論をしていくということでおよろしいでしょうか。

江間委員・・・[13]と重複している部分もございます。

村越委員・・・[13]と併せて検討していくことといたします。それでは一通り、議論をするかのふるい分けの作業が終わりました。この段階でこの先の進め方等についてご意見がありましたらお願いします。

《意見なし》

村越委員・・・それでは、最初から内容について議論をしていきます。前回の議論の振り分けにて[1]から[2](2)アまでは議論しないこととしましたので、[2](2)イ、本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為に当たるのかについてです。「残土捨場」という看板により所有者がここに捨ててくださいという意思を表示することで、捨てる行為が所有者の行為になり、かつ、複数の投棄した業者がいると思いますがそれらの行為も有機的に繋がるという考え方を持っております。これについてご意見はいかがでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・盛り土行為が廃棄物を捨てる行為に当たるのかという論点ですが、産業廃棄物対策課としては、廃棄物に当たらないと考えています。

村越委員・・・廃棄物に当たらないということで問題ありません。

小野産業廃棄物対策課長・・・廃棄物に対して規制をするため、この土を捨てる行為については、廃棄物処理法では取り扱いません。所有者としても廃棄物を捨ててほしい場所として考えているとは思えず、当課としても廃棄物を受け入れている場所という認識はしておりませんでした。第1回 資料11-65 右側写真 残土捨場という看板について、「ここは廃棄物の捨て場ではありません」と表示されており、土地所有者としては、廃棄物を捨てるることは望んでいないと認識できます。土地所有者としては、看板のとおり、廃棄物を捨てるのを望んでおらず、業者が土を運ぶときに乗じて不法投棄をしたと考えております。

村越委員・・・廃棄物としての認識がなかったとしても、土を入れている情報を部署間で情報を共有できたらよかったですと思いますが、いかがでしょうか。

江間委員・・・前回の会議で[2](2)を論点とすることとしましたが、今回は、いかに土砂崩落を防止できるのか、行政としてできることがなかったのかについてですので、[2]をここまで取り上げなくてもよいのではないかと考えます。

村越委員・・・[2]で取り上げなくても良いということですね。先で考えるということでも良いと考えますので、こちらについては、(2)イ廃棄物を捨てる行為には当たらない、(2)ウ廃棄物については、土地所有者は投棄者には当たらないということで、積極的には取り上げないことをします。

《委員より了承の返事あり》

村越委員・・・次に[2]その他論点の(b)土砂の搬入を確認したことから、静岡県土採取等規制条例の観点で、土木への連絡を行う必要がなかったかについてです。この点についていかがでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・第1回会議資料A-1(11-1ページ)には天竜土木整備事務所への連絡は記載してございませんが、資料A-1からA-3は一連の案件でございまして、資料A-3(11-21ページ)に天竜土木整備事務所に連絡した記録がございます。また、当課作成の資料ではございませんが、資料B-1(11-23ページ)にて天竜区まちづくり課と情報を共有した記録がございます。

村越委員・・・この時に天竜土木整備事務所にも連絡はしているということですね。

小野産業廃棄物対策課長・・・連絡しております。

江間委員・・・土木に連絡している内容ですが、A-1（11-2 ページ）によると [REDACTED] の話では平成 15 年ごろから埋め立てを頼んでいると書いてありますし、10 年くらいはここに埋め立てているということになります。航空写真から割り出したデータからしても既に 2,000 m<sup>3</sup> 以上埋め立てている状況だと考えられます。客観的には 2,000 m<sup>3</sup> 以上埋め立てられていて、平成 15 年ごろから埋め立てているという情報を得ていたが、土木にはこの報告書を共有するということがあったのか、またできるのか教えてください。

小野産業廃棄物対策課長・・・どの程度まで連絡したか内容については分かりません。当課としては、この書類を直接お渡しして共有するかは、土木からより詳しく聞かれれば提供することも考えられますが、積極的に当初から全てを連絡することはなかったのではないかと考えます。

江間委員・・・所管の法令が違うものですから、当然、天竜農林事務所の担当から受けた報告に基づき評価する事実について、産業廃棄物対策課が土採取条例の観点から見ることはないでしょう。しかし、土木の方が土採取条例の観点から見るとすれば、平成 15 年頃から継続的に土を搬入していることが分かれば、それは非常に重要な事実の 1 つになってくると考えますので、より詳しく聞かなければならぬとなると考えますが、そのあたりの共有まではできていなかつたということでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・当課の資料ではそこまで渡したという事実は見えませんし、天竜土木整備事務所のその後の行動からするとそこを聞いたとは考えられないという印象です。

江間委員・・・市民から相談や情報提供を受けるときは部署ごとに受けるため、内容が市全体で共有されるというのが良いと考えますが、一方で、全く違う部署で全ての情報を共有してよいのかどうかが気になりますし、そのあたりが難しいと感じています。他の委員の意見をお伺いしたいです。部署で受けたものをそのまま他の部署に渡すことは普通ないと思いますので良いのですが、他の部署から見たら重要であろう事実も抜け落ちてしまい対応ができていないということはあると思いますので、どこまで情報を共有できるのか、どこまでの情報を他部署に渡すのが良かったのか検討をしたいと考えております。

沢田委員・・・通報があった時に、市や区行政をあげてしなければいけないという方向性の伝達であれば良い情報は広く周知されます。ところが、これはうちの部署ではない他部署だという渡し方であると情報が目減りしていくはずです。そのあたりはきちんと捉えておかなければならないと考えます。行政的、法律的なことは詳しくありませんが、山から何か落ちてきたところに手伝いに行くと、これは林業だ、土木だと預け合いをする場面によく出くわします。それって、結局うちではないと言いたいがために情報が目減りしていることがよくあります。そうでなくて、これは解決していかなければならないことですので、きちんと全て残して、どこでも落ちがないようにしなければならない方向になっていただきたいと考えております。

青田委員・・・全体で共有することは大変大事です。同時に、全体で共有することは容易でないこともよくわかります。ですので、この論点は安全・安心なまちづくりのためにどうするべきかを考えた場合に、何のために共有するのかということが大事なポイントであると考えていま

す。今のご意見にありましたように、それぞれの部署の仕事をすると、他の部署に何を伝えたらいいのか判断が難しいでしょうが、地域の安全・安心のために何を伝えておくのが良いかということで、やらなかつたから悪かったというのではなく、今後のためにそこをどう整理していくのかが課題だと考えております。

村越委員・・・そうした情報の共有が大切であるということを議論出していきたいと考えます。第1回会議資料11のC-1(11-29ページ)をみると平成26年11月4日の状況でそれほどの土量ではないと感じたということですが、第2回会議資料6の表で確認すると平成27年時点では3,073m<sup>3</sup>の土が積み上げられているということですので、もう少し丁寧に情報を得ようとなれば、平成15年から土を入れているということですので、情報を得られたかも知れないとも感じます。では、次に[4]、平成26年11月4日から同月26日までの対応です。(a)2日分の産業廃棄物の回収撤去及び12月26日の報告書受理をもって対応を完了としたことは適切だったか、(b)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったかについてです。こちらについては、土砂が入っていることから考えますと、本会議として述べるのであれば継続的に現地確認をする必要があったということになると感じますが、委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

江間委員・・・継続的にこの土地を見ていけるのかどうかということも後でまた論点になってこようかと考えます。継続的な現地確認という点で産業廃棄物処理法との関係ではこの報告書の内容を確認すると、業者が対応し、他にはないということが確認できていますので、看板が残っていると市民からするとまたやるのではないかという疑いは残るかもしれません、それを前提に行政で対応することはないと考えますので、この産業廃棄物との関係では一旦対応が終わるという方が素直だという印象です。しかし、産業廃棄物ではなく、土採取条例等の関係で土木の方での対応は継続的な観察を行うことはあり得ると考えます。1つの私有地に関して行政が継続的に観察していくことが果たして適切なのかどうかは若干躊躇があります。

青田委員・・・基本的には江間委員と同じ考え方です。この論点表の[14]までは、それぞれの法令に照らしてどうかということですので、産廃法で行った行為で問題がないということであれば継続は必要ないと考えます。これは後の議論ですが、市全体で考えた場合は何らかの継続は必要であったと考えています。

村越委員・・・委員の皆さんは同様の意見ですね。次に[5]、第1回資料11のD-1(11-33ページ)の平成26年11月4日の事案で、こちらはB-1(11-23)にて[ ]から相談を受けた天竜区まちづくり推進課からの連絡による北部都市整備事務所の対応です。[5]の論点は、都市計画法や宅地造成等規制法について、これらの法令では議論は特に必要がないということでおろしいですか。

『異議なし』

村越委員・・・では、次に[6]、[7]、第1回資料11のC-1(11-29ページ)、A-3(11-21ページ)についてです。残土捨場の看板の件については、令和4年1月21日の対応時は本人に電話で確認をしましたが現地確認はしていないということですか。

加藤道路保全課長・・・[6]と[7]は連続している案件であり、[6]は平成26年11月4日に天竜区まちづくり推進課からの連絡を受けて天竜土木整備事務所の担当が現地に赴き、土地の所有者に対しこれ以上続けると条例違反になるため止めるように指導しました。資料は第1回会議資

料 11 の C-1 (11-29 ページ) です。その後、平成 27 年 3 月 18 日の内容が [8] になります。こちらは、引き続き土砂が搬入されているという情報があり、産業廃棄物対策課からの連絡を受け、再び、同じ職員が現地確認をしたところ土地所有者に会えたものです。土砂を搬入しているのではないかとの確認に対し土地所有者からは土は入れていないとの回答でありましたが、看板もそのままで、搬入口も自由に入れる状態であったため、これ以上搬入を続けるのであれば、静岡県土採取等規制条例に基づく厳しい指導になり、場合によっては適切な施設の設置等が必要になり、高額な費用がかかることもありますので、絶対に止めるよう注意警告を行いました。また、看板も必ず撤去するように土地所有者に対し口頭で指導いたしました。以上の経緯が [6] [8] になります。現地確認をした職員に当時の状況を確認したところ、以前の状況を知らないというところが大きな点だと思います。現地を確認した際、その盛り土が過去からされていたという認識はなく、他からの情報も無かったことから、大きく改変されたという感覚を持てなかつたということでございました。なお、危険であるかという判断におきましても、職員は危険と感じなかつたということでございます。

併せて、第 2 回会議資料 6 をご覧ください。危険であるか否かの判断ですが、職員の発言ではなく、客観的、一般的な見解から推定するものとして捉えていただきたいと思います。A-A '断面図に、H03 と示した線がございます。この線は平成 3 年の状況を表しており、緑恵台の造成時の前の原型でございます。その他の線の勾配をご覧いただきますと、土木的な安定勾配の基準は 1 対 1.8 ですが、平成 3 年がおよそ 1 対 1.8 です。今回この形状に合わせて盛り土を除去し斜面を成形しますが、他の年の斜面状況を見ても著しく崖になっているような様子はこの図からは伺いにくく、令和 3 年の勾配は 1 対 1.6 と安定勾配の基準と比べ若干急勾配となつております。角度でいうと 1 対 1.8 が約 30° 、1 対 1.6 が 32° です。このため、職員が状況を感じ取ることができなかつたのではないかというのがこの資料からの見解でございます。

村越委員・・・平成 27 年からはるかに土量が増えています。令和 3 年が安定勾配に近く危険だと感じないとしても、現に災害が起きて被害が発生しています。そこに気が付かなかつたから過失があるといった話をしているものではありません。先ほどの青田委員の「気候変動により、日本でも平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、そして令和 3 年の熱海土石流と連続している。浜松も含め、想定していなかつた豪雨とは言えなくなつたことを認識しないといけない。」との発言のように、想定外の雨を想定外で片づけてはいけない時代になってきています。令和 3 年の時点でも気が付かないから問題が無いとの委員会で片づけるわけにはいきません。本検証会は責任を問うものではなく、どこで何か転機がなかつたのかを探すものであると考えます。令和 3 年の勾配を見ても、何かできなかつたのかを我々は検討しなくてはいけません。第 1 回会議資料 11 の C-1 (11-29 ページ) で確認ですが、平成 26 年 11 月 4 日の対応で、残土捨場の看板を掲げ、土を搬入していたとの記録がありますが、看板の撤去に関して指示したとは書かれていません。平成 27 年 3 月 18 日の対応時には、看板を必ず撤去するよう土地所有者に対して口頭にて指導したと記載がありますが、平成 26 年の時は看板の撤去を指導しなかつたのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・対応した職員の聞き取りでは、平成 26 年 11 月 4 日以降の対応として看板の撤去についてコメントはありませんでしたのでわかりません。

岡本総務部参事・・・その点については、記憶があるかは分かませんが、もう一度職員に平成 26 年に指導したかどうかを確認することは可能です。

村越委員・・・重要なところではありませんので、明確でないのであれば確認は必要ありません。

青田委員・・・静岡県土採取等規制条例において届け出の基準が、面積が1,000m<sup>2</sup>以上、土量が2,000m<sup>3</sup>とありましたが、危険性がないと判断したというのは、条例と照らしても危険性がないと判断したと理解してよろしいでしょうか。

加藤道路保全課長・・・対応職員への聞き取りではボリューム感の認識を感じられませんでしたので、盛り土がされていることの認識がなく、元からそういう地形だったという認識で、道路から入る斜面地には何か手をつけたという認識はありましたが、その奥側がどうかとの認識はございませんでした。

青田委員・・・犯人捜しのつもりはありませんが、もしその方が、それまでの経緯を承知していれば、見方が変わったかも知れません。

加藤道路保全課長・・・対応職員がどうであったのかは分かりませんが、仮に私が確認していた場合でもわからなかつたのではないかと考えます。

青田委員・・・その方の瑕疵を問うのではなく、先ほどの情報共有と絡めて、情報共有ができるいたらどうであったかが、今後の教訓として感じました。

加藤道路保全課長・・・私の考えでは長年、盛り土をされていたという情報があれば、客観的に言えば盛り土があってもおかしくないぐらいの年数、平成15年からが経過している観点からは意識せざるをえないところはあると思います。

岡本総務部参事・・・補足させていただきますと、私は土木について素人ではありますが、聞いたところ、2,000m<sup>3</sup>の土量に至るには、10tの大型ダンプで約300台以上のものが持ち込まれないと至らず、業者でない個人の高齢者が1人で作業を取り仕切っていると考えると職員が思い至るにはなかなか厳しい面があったと感じます。

青田委員・・・それは主観的ではないでしょうか。平成15年からという情報が一つのポイントで高齢者だからできないというのは、論理の飛躍に感じます。

江間委員・・・非常に難しいところです。

加藤道路保全課長・・・主観的なものが非常に多く入ってくるので、その当時、その現場に立つて、どう感じたかが大きなポイントだと考えます。

沢田委員・・・見た目がどうかということですが、造成盛り土は安定勾配にしてありますので、その上に何か盛ることは基本的にはだめです。通報があり、現場を確認しても土量がどうだとかは感じないのではないかと考えます。誰がどう通報したか、どれだけ盛ったのか、見た目で判断するものではなく、通報を受けたらどれくらいのどういう土なのか調査する必要がありますが、決まりがなく、できなかつたことが要因だと考えます。

村越委員・・・第2回会議資料6のA-A'の断面図で確認すると土の厚みが出ていますが、現地視察を行った職員はどこが造成盛り土かは承知しておらず、そういう方が現地に行ったとして、かなりの量の盛り土がされているかいないか分かるのでしょうか。

沢田委員・・・見て分かるかと言うと分からないと考えます。宅地造成した元の状態を調べてからでないと分かりませんので、通報を受けた際に、元の状態を下調べしてから、現地調査を行い指導するようなルールが必要だったと思います。

村越委員・・・第2回会議資料6の航空写真にあるNo.0から3の未利用地部分に土を少しでも載せると危険ということですか。

沢田委員・・・その通りです。宅地を造成する際は、最大限有効になるように造成しますので、その部分に何かするということは安全に対するマイナス要素になります。

村越委員・・・つりあっている天秤に、何か載せたら傾くというようなことでしょうか。

沢田委員・・・その通りです。

村越委員・・・わずかなことでも神経を使う必要があるということですね。

江間委員・・・余分なものをわずかでも載せたらという話を受けるとすると、元々造成地で売却にあたっては宅地か使いやすい土地を売却し、その他は法面や森林というのが普通ですが、一般的に購入するのであれば購入して使えない土地はないです。山を造成し売り出した土地の中に、平面で車が入れるような使えそうな土地があること自体が不自然と感じますが、その余分なものがこの盛り土で土地ができているということは、事務的客観的に見ていくと、気づくこともあるのではないかと感じました。

通常、開発業者がこのような土地を造成して、作ることがないような土地であるため、そこに気が付けるかどうかは別で、むしろ気が付けないと考えます。宅地分譲するために造成盛土をして売り出した土地ですので、その販売地によく分からぬ平地がある状況になっています。資料6でいうとNo.1、2のダンプが入る道の所のことです。この不自然さに気が付けるかどうかということですが、気が付けないといます。平成15年くらいから土を搬入しているということを情報共有ができるれば、所有者の方からそれ以後どうしていたか聞くことができていたらと感じます。客観的にはこの資料6の断面図を見ると、令和3年のLPデータの斜面よりも平成27年頃の方が急勾配になっていたと窺われます。勾配が30°以上ということに気が付けたとしても、人家まで70m以上離れていましたので、これが危険だと認識することはかなり困難だろうと考えます。この時点においては、条例で措置命令までは立証手段もないため難しいと考えますので、実際できるかどうかもありますが、各部署間での情報共有が一番の課題と考えます。

岡本総務部参事・・・事実関係で補足いたします。元の造成盛土との関係ですが、第2回会議資料6の航空写真の緑で囲まれたNo.5-1と5-2は、元の造成部分ではなく、土地所有者である[REDACTED]が自分で埋め立てをし、擁壁を作ったところです。資料6の表の青色部分に該当します。

村越委員・・・第2回資料6の表でNo.5-1、5-2を確認すると、平成22年から平成25年の間は盛り土がされていますが、その後はされていないということですか。

加藤道路保全課長・・・第1回会議資料6(6-24ページ)の図面の④、⑥の状況に変化はありま

せん。第2回会議資料6のNo.5-1は④を指し、No.5-2は⑥を指します。No.5-1、5-2は平成3年から比べると盛り土がされている状況ですが、住宅地として使われているため、盛り土部分から外して捉えています。平成22年当時は盛り土がされていますが、それ以降は宅地として使われており、変化がなく崩れる心配もないため除いて考えています。

青田委員・・・第2回会議資料6のN0.5-1、5-2は、先ほど沢田委員がおっしゃった造成盛土に入っているのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・平成3年当時の写真で見ると、平成3年当時は盛られておりません。それ以降の平成22年の資料を見ると盛られていることがデータから分かりました。

青田委員・・・それは個人が勝手に行ったということですか。

加藤道路保全課長・・・・個人が行っていますが、その部分は宅地として盛っています。許認可等を得て作業しているかは確認できていません。

青田委員・・・その辺りは曖昧なのですね。そうであれば、沢田委員の発言のように、基本的に疑いがあるときは調査すべきかと考えます。

加藤道路保全課長・・・第2回会議資料2の右下の断面図が、崩れた斜面の状況を示しています。右一番のAの真下に四角く茶色で囲われたところがありますが、この部分が第1回会議資料6(6-24ページ)の⑥の位置です。⑤は宅地造成時の土地で、その後⑥の位置に盛り土されています。⑥と斜面地の間、資料2のAにあたる四角い部分は、現在擁壁がありアンカーが打ってあります。資料2のAの下は、元々造成された宅地ではありませんが、宅地造成後に土が盛られた事実はありますが今そこは宅地として使われており斜面側に擁壁が打たれています。

村越委員・・・10分程度休憩をとります。

《休憩（10分間）》

村越委員・・・会議を再開します。先ほどの内容で市から補足はありますか。

加藤道路保全課長・・・第1回会議資料7をご覧ください。土砂崩落斜面周辺の地形変遷状況の航空写真でございます。写真1をご覧ください。緑恵台が昭和62年頃に完成しておりますので、こちらの写真是緑恵台造成直後の平成2年に撮影されたものでございます。次に、写真2(平成9年撮影)では今回の斜面地5-2の場所に土が盛られ、宅地の形状が変化している様子であり、平成9年よりも前に何かしらの造成盛土が5-2の土地のところでされていることがうかがえます。

続きまして、第1回会議資料9の図-3崩落後推定断面図をご覧ください。図の右上Aのあたりに赤い線で角ばっている箇所がございますが、その部分が5-2の土地でのございます。

青田委員・・・おそらく勾配でご判断されたのだと思いますが、もし当初からの経緯を把握していれば、何か違う選択肢も視野に入れられたかと感じました。

村越委員・・・資料9についての質問で、断面図で造成盛土はどの部分にあたるのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・資料9をご覧ください。まずBと書かれた灰色の部分、一番斜面の上に載っているものが造成後に盛られた盛り土です。その下の方、o-Bと書いてある茶色が濃い部分の箇所が緑恵台造成時に盛られた造成盛土でございます。さらにその下の層は元々この土地にあった在来地盤と推定されます。

村越委員・・・議論としましては、第1回資料9のAの箇所の黄緑の箇所も盛土はされていますが、垂直な所に強固な擁壁とアンカーが打たれているため危険は生じていなくて、問題は以下の鼠色の崩落した盛り土です。

青田委員、5-1、5-2に関する質問をした趣旨を教えてください。

青田委員・・・5-1、5-2の土地について伺いましたのは、きちんとオーソライズされていることを確認したかったためです。特に確認する必要がなければそれでもよろしいですが、宅地としても問題がないということでよろしいでしょうか。

加藤道路保全課長・・・形状としましても申し上げたとおりの形状で、擁壁等もありますので崩れてくる状況でもなく、技術的検証会においてもそのような評価をいただいております。第2回会議資料6の表で、No.5-2を見ても、ある時点下で幾分かの盛り土がされていますが、それ以降は増えておりませんので、やはりその斜面側の問題であると考えます。

村越委員・・・今は[6]、[7]について議論をしておりますが、ここで問題としているのは静岡県土採取等規制条例についてです。先ほどの廃棄物処理法の関係では、所有者は廃棄物を捨てることについては許容しておらず土地所有者の意思に基づいて投棄されたことにはならないのではという議論でしたが、土砂については土地所有者の意思に基づき複数の事業者が捨てたということで議論を行います。そうしますと、個々の事業者が適用除外の範囲を超える盛り土を行ったことについては考える必要はありません。土採取規制条例3条1項、「採取等を行おうとする者は知事に届出なければならない。」は土地所有者に届出義務が生じるということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・条例の「行為を行おうとする者」の取り扱いについては、土地所有者とイコールとすることはどうなのかと考えます。事務を行っている側としましては、これまでの類似の届出書を見ますと行為を行おうとする直接的な方、要するに企業からの届出がほとんどで、一般的の個人の方からの届け出は本市においては見られない状況です。施行規則や技術基準は技術的、専門的な知識が必要なものでありますので、この「行為を行おうとする者」が土地所有者とイコールと解釈することには疑問があります。

村越委員・・・現場はそのような解釈をしていたということによろしいと考えますが、土地所有者が自分の意思で捨てさせている時に、届出義務がなくなるといった解釈論は採り得ないと考えるところです。現場がどのような解釈で進むのかは別ですが、今後この様なことが起きたことを記録に留めるのであれば、その解釈はいかがかということです。

次が、一番大切で、(3)イ措置命令、停止命令は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのかについてです。これまでの検討を経て、本件のような事例のように土砂崩落の盛り土をした場合ですとか、土砂崩落を防ぐための有効なツールはやはり土採取等規制条例が直接的で、措置命令や停止命令が最も有効に使えるものであると考えます。熱海市のケースなど他の事例は分かりませんし、案件によっては森林法や砂

防法なども使えるかもしれません、本件においては最も大きなツールであると考えております。先ほど、複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土という箇所の適用除外の捉え方について疑問を持ち、個々の事業者がそれぞれ何m<sup>3</sup>とは考えなくて良いのではないかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

#### 《異議なし》

村越委員・・・異論がないようですので、そうしますと問題は本件土地の土砂の崩壊、流出等による災害が発生する恐れがあると認めるということができたかについてですが、先ほどの議論と重複しますが、いかがでしょうか。

青田委員・・・やはり [11]、[12] と関係してくると考えます。[11]、[12] と [6]、[7] の違いは、豪雨災害が頻発している時代に入ったということです。先ほど申しましたように、毎年のように線状降水帯が発生し、浜松以外にもいろいろな場所で記録になかった豪雨量に達しておりますので、[11]、[12] の時点では危険と察するべきであったと考えております。

江間委員・・・生命身体、重要な財産に対して危険を防ぐという趣旨の規定ですし、客観的に認める条件でもあると考えております。ただし、行政指導に止めたという対応自体はやむを得ないですし、行政指導に加えて措置とすると立証手段も必要となってきますし、それがあった上での話でしょうから、行政指導以上のことはできなかつたのではないかと考えます。

村越委員・・・止めるように指導することはできても、除去しなさいと言うことは非常に威力が大きいですので、江間委員の意見が現実であると考えます。沢田委員に質問ですが、第2回会議資料6の表において、令和3年12月時点での盛り土の累計が8,100 m<sup>3</sup>あり、そのうち、擁壁の対応がされていない6,530 m<sup>3</sup>がありますが、この6,530 m<sup>3</sup>が危険な盛り土であったということでおろしいでしょうか。

沢田委員・・・危険と言い切るかはありますが、目的をもって使うための盛り土ではないものが6,570 m<sup>3</sup>であったということです。

村越委員・・・いつどれだけ土量が増えたかを考えると、平成27年までに3,070 m<sup>3</sup>、平成27年から令和3年までの間に約3,500 m<sup>3</sup>が増えております。[6]、[7] は平成27年までを問題としておりますが、実際には平成27年以降に増えた土量の方が多いです。そうしますと、平成27年度以降に何かできなかつたのかと考えます。青田委員のおっしゃるように [11]、[12] で問題とすべきであるとも感じます。しかし、事柄の端緒で言いますと、C-1 (11-30 ページ) の資料を見ますと、令和3年に自治会長が来庁し、「[REDACTED] 宅付近で土砂が搬入されていた件で最近はロープで囲まれていて搬入されていないようだが」と相談にみえましたが、何か出来事を捉えられたものはありませんし、[12] も自治会長から連絡があつて、土木事務所に対して、土地所有者の親族に電話をするようにお願いされたため、連絡していますが、その際に搬入しているところを捉えたなどの出来事がありません。

そうしますと、何か行政が権限を発動する機会としては難しかつたのではないかと考えますし、平成27年より後の対応が大事であったと、平成27年以降も搬入されていましたが、いつどのように搬入されたのかが全く捉えられていないということが、今回のことには繋がっている残念な面があります。この間の事実がまったく出てきませんので、市では何も分からぬということでしょうか。

山田土地政策課長・・・市の中でその期間で事実として出てきているものはございません。

江間委員・・・平成 27 年以降にこれを受けた経過観察ができればよかったですと考えます。例えば半期に 1 回でも引き続き盛り土をしたことを確認していれば盛り土をしていることはわかる話でしたので、できる、できないがありますが、できればよかったですと考えます。それが 7 (c) で重要であると考えています。

青田委員・・・先ほど危険な時期と察するべきであったと申しましたが、それだから措置命令というわけではなく、意識して経過を見ておくべきであり、必要ならばもう少し調査をする余地があったのではないかと思います。

村越委員・・・ありがとうございます。では、8 まではそういうことで、次に 9 についてです。  
8 から 2 年ほど経過して、平成 29 年 11 月に [ ] から通報がありました。

第 1 回会議資料 11 の D-2 (11-59 ページ) をご覧ください。この時点では対応した北部都市整備事務所は天竜土木整備事務所への連絡をしていなかつたのでしょうか。

高林北部都市整備事務所長・・・この時点では土採取等規制条例との関連性を結びつけて考えておりませんでしたので、天竜土木整備事務所への連絡は行っておりません。

村越委員・・・第 2 回会議資料 6 で土量の増加で見ますと、平成 30 年時点のデータはありませんが、平成 27 年以降も盛り土が増えておりますので、この時点でも確認ができるかと思います。条例の話ではないとしてしまったことがいかがかと考えます。委員のみなさんはいかがでしょうか。

江間委員・・・この D-2 の対応自体であれば、先ほどの説明を聞くと 11-65 ページの写真にある山が崩れ落ちてくるという話で捉えますと、この時点での対応はこれに尽きてしまうのではないかと感じました。ただし、これに加えて、平成 27 年の頃の対応の経過観察が土木の方でなさっていればということも考えます。11-65 ページで残土捨場と書かれた看板が確認できますので、これが土木の方と共有することが重要でしたし、土木の方で年 2 回でも確認を続けていれば残土捨場の看板を確認でき指導をしたでしょうから、継続観察があればより良かったと考えます。

青田委員・・・繰り返しになりますが、それぞれの所掌の範囲で判断されたのだと思います。この情報が土木に入っていたら変わったかもしれません。情報共有のあり方を考えるべきであると感じました。

村越委員・・・ありがとうございます。10 は 9 と同様の話ですので、次の 11 へ進みます。自治会長からの情報提供で、第 1 回会議資料 11 の C-1 (11-30 ページ)、令和 3 年 12 月時点です。

先ほど議論をしましたが、明確に該当することが確認できれば規制することは可能である旨を説明したとありますが、この後、天竜土木整備事務所としてはどのような対応をするつもりだったのでしょうか。例えば、自治会長に何か該当することの資料を持ってこないと駄目だというようなものなのでしょうか。この時には熱海市の土砂災害が発生しておりますので、そういうものと結び付けてそのままにしていいのかといった発想があったのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・対応した職員からの聞き取りでは、地元の自治会長からご連絡を頂戴したときにすぐに対応しなければならないというような危険性の判断はここではでき得なかつたところです。

村越委員・・・その次の段階で予定していた対応はどういうものなのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・翌年に土地所有者の親族から連絡いただいた時にお話させていただいておりますが、面積が1,000m<sup>2</sup>以上または体積が2,000m<sup>3</sup>であれば届出が必要であり、堆積を測ることは難しいですが、面積は業者に頼めばすぐに測れるということをお伝えさせていただいております。

村越委員・・・私有地ですので、土地所有者や民間にまず対応させることは当然の原則になるとは考えますが、令和4年1月の土地所有者の親族との電話で話をして何か対応をすることが期待できそうであったかはいかがだったのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・口頭での指導を受け、土地所有者の親族から再度連絡をいただけるとなつておりましたので、これで対応ができるのではないかという感触をもったところでござります。

村越委員・・・結局これが最後の行政対応となったわけです。確認の電話を入れてみようとはならなかったのでしょうか。土地所有者からその後の連絡はなかったようですが。

加藤道路保全課長・・・再度の連絡がありませんでしたので、この条例の適用にならないと判断をいたしました。

村越委員・・・それが残念であったと感じます。発災までに土を除去させるという話になるかどうかは簡単にはなりませんので、そこで何かできたかというと、そういう話ではないかもしれません、残念なところだと感じます。最後の行政対応以降、発災までに何か出来事はないのですよね。資料C-1の11-31ページ以降の業者への聞き取り等は発災後の出来事です。

最後に、付加された論点について議論を行います。江間委員から説明をお願いします。

江間委員・・・第2回会議資料13(13-2ページ)の令和3年の総点検に関する資料をご覧ください。3(1)Ⅱにあるように、今回の崩れた箇所は重点点検対象エリア及び重点点検箇所には該当しないため、基本的に対象外ということですが、地すべり防止区域の対象になっている地域ですか。第3回会議資料6(6-4ページ)で、農業振興局による地すべり危険箇所に指定されており、隣接地が急傾斜で搬入口のところに着色がありますが、点検から外した経緯を教えてください。

山田土地政策課長・・・第2回会議資料13(13-1ページ)の2(2)フロー図をご覧ください。それぞれの法令ごとに国土交通省・農林水産省・林野庁、環境省の方から盛土総点検を抽出して行うよう静岡県に依頼があり、それを更に静岡県が要約した中で、2(3)(13-2ページ)にあるとおり法令ごとに静岡県の各所管部署から依頼がございました。それが、土地政策課、道路保全課、林業振興課、農地利用課のそれぞれの部署にあり、江間委員がおっしゃられた、地すべり区域につきましては、例えば県の方で砂防3法の中に該当し、区域に入っているかどうかをそれぞれの部署が確認しております。その中で、第3回会議資料6のとおり土石流の区域は周

辺には多々ありますが、当該箇所は区域に入っていなかったことから抽出する余地がないため、調査対象にならなかったと考えられます。ただし、通報があった中で情報共有が出来ておらず、造成盛土自体が把握されていなかったことからピックアップされなかつたのではないかと考えております。

江間委員・・・この通知の文言を受けると 2000 年以降に造成された部分で、区域に指定されている部分を対象にしたことから、今回の箇所は 2000 年以前に造成された地域であるためそもそも対象から外したということでしょうか。

山田土地政策課長・・・それぞれの法律の中で許認可されたものや許認可がないものもございますが、許認可されたものの内、2000 年以降が調査対象となっているため対象から外れたと考えられます。

江間委員・・・この時点では、土地所有者が盛り土をしていたことを認識してなかつたため、対象から外れたということですね。第 3 回会議資料 6 (6-4 ページ) の地すべり危険箇所の農業振興課が指定する地すべり危険区域は、これは法令上の区域ではないと認識していますが、これはどういう趣旨で、どういう規制がかかっているのでしょうか。教えてください。

山田土地政策課長・・・規制はございませんが、GIS のマップにて確認していたところ該当していたため、委員に周知させていただきました。詳細については河川課よりご説明します。

永井河川課長・・・第 3 回資料 6 (6-1 ページ) をご覧ください。砂防三法という法律上のもの、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律の 4 つの法律に対しましては、当該地域は全て対象区域外という整理になっております。表の一番右、土砂災害危険箇所（通達）は昭和 41 年 10 月に出されたもので、通達ですので法律的な制限はございません。砂防三法プラス 1 法に指定がされなかつたため、制約、制限や罰則もない地域であったということを、県から聞いております。

江間委員・・・今回の建築協定で造成をしたあとで指定されたものでしょうか。

永井河川課長・・・明確にこの指定した期日は県から回答がございませんでしたが、農林局で指定をされたことを鑑みますと、この造成以前の自然な斜面の段階で地図上から拾った形の中で、まず候補地として上げられたものと推測をいたします。

前田農地整備課長（浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員設置要領第 8 条第 2 項関係者）・・・農林局で指定されたとありましたが、当時、宅地造成以前は、当該土地は茶畠が広がっていたため、農業関連部局でこの区域を指定したと聞いております。

江間委員・・・造成前の状態で指定されたものが、そのまま残っていたということですね。

青田委員・・・法律で指定されたところを機械的に対象場所としたという理解で良いでしょうか。そこに市独自の裁量で、当該地を入れることはなかつたのでしょうか。

山田土地政策課長・・・盛土総点検につきましては、各関係法令の許認可等の流れもございますが、第 2 回会議資料 13 (13-2 ページ) の 3(1) I ③につきまして、浜松市において点検が必要

と考える盛土というのもあります。

青田委員・・・安全・安心に対する全庁的な意識がどうであったか考えるところであります。民有地ですが、その危険性に対して全庁的にどの程度共有されていたかが気になります。ただし、それは過去を振り返ってあそこが悪かったという話とは違うものです。やることはやっているので、次を考えた場合にも何も問題ありませんとするので良いのかというところです。特定の課だけの問題ではなく、安全・安心を全庁的に共有し、危機管理のセクションとどういう連携をとっていたのでしょうか。今までいろいろな市町で見させていただいた中で、被災した経験のある市町村は全庁的な対応について理解していただけますが、被災経験がない市町の場合、全庁的な対応について、理解され辛いという印象があります。平常時はそれぞれの所掌事務に従ってやることはその通りなのですが、例えば、安全・安心という感じで横断的に横串刺した場合にどれだけ機能するのか、そこを少し思うところであります。例えば、こうした状況を見られた時に、これは安全・安心上、大丈夫かと自分の直接の所掌ではなくても次の教訓に繋がると感じられるようになれば、検証もかなり効果があったということになるかと思います。

村越委員・・・第2回会議資料13(13-2ページ)の3(1)、1-③、住民等からの通報等から把握した盛土として、当該地が点検の候補に入ることはないのでしょうか。

山田土地政策課長・・・法律ごとに各所管部署がございまして、静岡県の担当課から浜松市の所管課へ降りて来ます。宅地造成等規制法を土地政策課が所管しており、例えば、宅造規制区域内で土を盛ってしまった等の相談があったところについては点検を行っています。

村越委員・・・江間委員から、付け加えられた論点について何かあればお願ひします。

江間委員・・・論点表のE-1は、1つ1つの市民等からの情報提供に対する行政対応について部署間の連携と情報管理の在り方が重要だと考えておりますが、論点1から14を整理したもので重複しておりますので、追加しなくても良いです。E-2も同じです。

E-3に関しては、外部の専門家との連携の在り方ということを書かせていただいています。市民からすると、危険かどうか、どの法律が適用されどう対応し、どうあるべきかはあまり関係なく、只々あそこは危なくないか、市に聞いてみようという話であると考えますので、市民からの連絡があった時に各部署だけでなく、防災、崩落等の外部の危機管理に関する専門家と現地を確認しあうことや意見を求めて対応するなどのあり方もあるかと考えております。

E-4は、今回のものはどの法令で対応するか難しいですが土採取条例が良いなと考えます。今後も同じ対応だと思いますのでE-4もいらないかなと思います。

残土の管理ですが、これは残土に関しての何か民間でのやりとりに関して行政が関わるものなのかどうか、今後土に関してのあり方、非常に重要なになってこようかなと思いますが、他の委員の方々はどう考えられているかと思い挙げました。ここは、本当に難しい話ですので、今回の件に関してはなくとも良いと思います。基本的にはどこかで出た残土をこちらに入れたという話なので残土の管理ができていれば今回のようなことは起きました。今回は議論としては無くても良く、E-1からE-5まで挙げておりますが最終的には2と3について議論できればと思います。

村越委員・・・何かご意見ありますか。

青田委員・・・各部署の情報を連携し、管理するのは難しいところです。どうすれば良いのかす

ぐには浮かびませんが、安全・安心意識を醸成し、市役所内の文化として安全・安心を考えるということに何かなければ良いと感じます。そのためには、研修とか訓練とか、市町村によっては、職員に防災士を勧めるところもありますし、同じく南海トラフに備える高知県や徳島県に行くと、防災連携の好事例があります。

すぐに答えは出ませんが、契機に安全・安心な浜松作りに向けて何か進めていただければと考えますし、やはり情報共有は大事です。例えば今回の各課での対応があつた時点で、その対応についてインプットすれば府内関係者に共有できる何かがあれば良いと考えます。ただし、気をつけないといけないことは、例えば、危機管理課が全てやるのかとなると、それは違うと思っており、危機管理課の所掌事務であつて、自分の課は情報提供後のこととは知らないとなると、従来型の縦割りが1個増えただけになります。また、県と市の連携は、浜松は政令市でもありますので気づいたことは県に提案されたらいかがと思います。例えば、条例の土の量や面積はそれでいいのか等、具体的に対応して現場に近い市の経験から、県への提案機能を持っていただいても良いし、結構大事な教訓だと思いますので、県や国からの通達や指導だからということも大事でしょうが、現場を預かる市としてはこう思いますと、提案して行けないかと思います。外部の専門家との連携については、ZOOMもありますので、気軽に情報交換できたら良いですし、公務員同士の安全・安心を考えるフェイスブックによる勉強会等も開かれています。建築協定で今回の件を止められたかどうかは不明ですが、建築協定は、基本的には関係ないでしようが、住民が個別に行政に相談するのも大事ですが、地域で相談するとか、共助の力を活用するということも必要だと考えます。

沢田委員・・・法的な問題は別として、バーチャル静岡で3Dの良いデータがあり、2年前の熱海のところで非常に役に立ちました。もともとの地形が大事であることを理解している人が作ったことが良かったと思います。元の地形がデフォルトで、そこまで立ち返れば、安全ということを知っているが、その後どうしていくか、自分の範疇でないと誰かに預けあうとどこに行くかわからなくなるため、その穴を探すのがこの検証会の大変なところだと思います。体制や雰囲気をつくらない限り、安全安心を担えない。情報共有の手法を考えなければいけない。特に考えるのならば、一番元がどうであったのかを知ること。放置しておくと難しくなるので、分かることは残して、情報共有していくのが良いと思います。

村越委員・・・改正静岡県土採取等規制条例ですが、先ほど議論した中で、条例が施行された、令和4年7月1日以降は特に事象がありませんでしたので、契機として最後の行政対応は令和4年1月21日で、発動する契機もなかったと思います。新条例の施行で第3回会議資料3を見ますと、静岡県引き上げと記載されていますが、この条例に基づく対応は、全部静岡県がやるということになります。熱海市の土砂災害があり、権限を強化するために条例改正されたのでしょうかが、今回の件については、静岡県は全く把握していないということなので、権限が県に行ったからといって市は関係ないという話ではなく、市はもっと県に情報を上げていかなくてはいけないし、市と県の緊密性がより要求されると言えるのではないかと思います。

一通り議論してまいりましたが、これで終わりではございません。次回の検証会をどのように進めるかですが、本日の会議で問題とすべきところや、どうであったかという議論もある程度尽くせたかと思っておりますので、その議論をまとめて行きたいと思います。行政対応検証会報告書の構成イメージ資料を参照してください。

磯部都市計画課長補佐・・・第2回会議資料8でございます。

村越委員・・・この中の課題は6検証結果と7検証委員からの提言であると考えますので、この

あたりについて委員には考えてきていただき、次回意見をいただき、その次の回にまとめられればと思います。

磯部都市計画課長補佐・・・本日の議事録を用意し、委員の皆様に共有させていただきますので、そちらを参考にご検討をお願いできればと思います。

村越委員・・・本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。

## 5 閉会

杉石都市計画課長・・・長時間にわたりご審議ありがとうございました。以上で、本日の審議は終了となります。本日の質疑応答につきまして、会議録をまとめまして報告をさせていただきます。また、論点のチェック表も今日の審議内容を反映させたものを作成し、ご報告させていただきます。次回の検証会は、4月19日水曜日午前10時から、会場につきましては本日と同じ会場となりますので、よろしくお願ひいたします。本日は大変ありがとうございました。

《午後5：00にて閉会》